

ASEAN諸国の知財状勢

IP Circumstances in ASEAN Member States

大熊靖夫*
Yasuo OHKUMA

抄録 2015年の共同体設立を目指すASEANであるが、加盟各国における知財制度の整備状況は様々である。シンガポールのように先進的な制度を有する国もあれば、ミャンマーなど制度整備の入り口に立ったばかりの国もある。また、インドネシアをはじめ法令に実効が伴わない国々も散見される。本稿では、このように様々な発展段階にあるASEAN各国の知財制度を俯瞰する。

今日、東南アジア諸国連合（ASEAN）が改めて注目されているが、これは単なるブームではない。着実な経済成長や、中国、インドとの自由貿易協定（FTA）、2015年の実現を目指すASEAN共同体構想など、そこには衆目を集める具体的な理由がある。

無論、日本も様々な形で関与を強めているが、過去を遡ると、日本のASEANとの関係は古く、1977年には他国に先駆けて日ASEAN首脳会議が開催され、翌年には外相会議も開催されている。これまで日本はASEAN最大のODA供与国であり、日系企業も生産拠点や消費市場として同地域に大規模な投資を行い、深く根を下ろしてきた。そして、2008年に署名された日ASEAN包括的経済連携協定は、このような日本とASEANの連携をさらに強固なものとしている。

近年は多くの日系企業がASEANへの更なる進出を図っている。より安価な労働力を求めてベトナムやカンボジア、ミャンマーに工場を設ける企

業や、中間層の成長による新たな市場を求めてインドネシアやタイ、フィリピンに進出する企業などがある一方、シンガポールやマレーシアなど比較的発展した国々に対しては、研究開発拠点の設置など、より付加価値の高い投資も行われつつある。そして、これらの研究開発拠点からは、発明などの知的財産も生まれている。

このような中、ASEANにおける知財制度をめぐる状況も、近年は大きな変化を見せている。各国の発展度合いに応じて整備水準こそ大きく異なるものの、2015年の設立を目指すASEAN経済共同体（AEC）の工程表、AECブループリント中には知財権に関する項目が設けられており、ASEAN各国の知財当局からなるASEAN知的財産協力作業部会（AWGIPC）も、この工程表に沿い、AEC実現に向けた知財分野における活動を精力的に進めている。

* 日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部長
Director, IP Department, Bangkok Office
Japan External Trade Organization (JETRO)

AECブループリントには、知財制度の整備に関する具体的な行動（Action）として、知的財産 ASEAN 特許審査協力（ASEPC）プログラムの活用促進などを掲げる ASEAN 知的財産権行動計画 2011-2015 の完全履行、意匠に関する統一出願制度の構築、マドプロなど主要条約への加盟、伝統的知識や遺伝資源などに関する地域的な協力の促進などが列挙されている。

このように、知財制度に関する取り組みを広く進める ASEAN であるが、加盟各国における制度の整備状況をみると、シンガポールなど一部の先進的な国を除いて、多くの国々においては整備途上といわざるを得ない。それらの国々では模倣品や海賊版の横行、審査や裁判の遅延、専門家の不足、営業秘密の漏洩など、知財に関する課題が山積している。そして、それらの課題は、いずれも日系企業の活動に直接、間接に影響を与えるものであり、特許庁（JPO）をはじめ日本政府の関係機関も、ASEAN における知財制度の環境改善に向けた種々の取り組みを行っている。しかしながら、いずれの問題も一朝一夕に解決するものではなく、継続的な協働が求められる。

本稿では、注目される一方において様々な課題を抱える ASEAN 各国の知財制度について、その現況を簡単に俯瞰する。

1. ブルネイ・ダルサラーム国

ブルネイ・ダルサラーム国（ブルネイ）は、ボルネオ島の北部に位置する。マレーシアに囲まれた 6 千平方キロ弱の面積に、42 万強の人口を要する小さな国家である。1959 年に英国より自治権を回復し、1984 年に完全独立を果たした。今日、国内総生産（GDP）の 6 割を石油などの天然資源に依存しつつ、一人当たり名目 GDP は 3 万 6 千ドルに達している。

知財に関する主な法令としては、特許法、商標法、意匠令、著作権令などが存在する。世界知的所有権機関（WIPO）設立条約には 1994 年に加盟し、世界貿易機関（WTO）にも 1995 年の設立当初から加盟している。他方、パリ条約には昨年 11 月（本年 2 月発効）、特許協力条約（PCT）には本年 4 月（本年 7 月発効）と、ごく最近加盟を果たしたばかりである。なお、環太平洋パートナーシップ（TPP）の原加盟国、交渉国でもある。

本年 1 月に改正法が施行された特許制度は、同改正により確認特許制度から修正実体審査制度への移行を果たした。

従来の確認特許制度は、英国、マレーシア、シンガポールのいずれかで特許登録された発明に基づいた確認申請を当局に対して行うことにより、特許登録される仕組みであった。しかし、本年からは特許出願をブルネイ政府が受理し、独自に方式審査を行う一方、実体審査については、デンマーク、オーストリア又はハンガリーの知財当局へ外注する仕組みとなった。これはシンガポールの修正実体審査制度を参考に導入されたものである。

今回の法改正に併せて、ブルネイ政府における特許出願の所管機関も変更された。これまでは法務庁内の一部局が担当していたが、本年 1 月、ブルネイ経済開発委員会下に特許登録局（PRO）が新たに設置され、同局の所管となった。現在、PRO は特許出願のみを扱っているが、今後は特許に加えて、商標や意匠、種苗権などの出願を総合的に扱う「知財局」への移行を目指している。

また、本年 4 月、ブルネイは、ASEAN 加盟国間における審査協力スキームである ASPEC に参加し、9 番目の参加国となった（残る一カ国はミャンマー）。

このように、ブルネイ政府は、パリ条約や PCT への加盟、PRO の設立、ASPEC への参加など、出

願件数こそ少ないものの、特許制度の整備に力を入れている。

他方、多くの新興国で課題とされる模倣品や海賊版などの不正商品問題は、ブルネイにおいても同じく課題となっている。同国は米国通商代表部によるスペシャル 301 条報告書において、毎年、監視国に名を連ねている。同国の場合は、特に海賊版 CD や DVD の横行が指摘されている。このような指摘に対し、ブルネイ政府は本年 4 月、市中の小売店に対する不正商品の取り締まり強化を宣言、摘発に当たっている。

ブルネイ政府は、天然資源への依存度が高い同国の経済活動を見直すためにも、知財制度への関心を高めている。政府の自主的、主体的な行動の下に、知財制度の更なる整備を期待したい。

2. カンボジア王国

カンボジア王国（カンボジア）は、インドシナ半島の中部に位置し、ベトナム、ラオス、タイと国境を接する。1953 年に英国からの独立を果たしたものの、その後も内戦などの大きな混乱を経て、近年になりようやく安定を手にしつつある。

約 18 万平方キロの面積に 1 千数百万の人口を擁する。主要産業は農業、縫製業であり、輸出品目の 9 割近くを衣類が占める後発開発途上国 (LDC) である。

知財に関する法律としては、特許・実用新案・意匠法、商標・称号・不正競争防止法、著作権法などが存在する。また、WIPO 設立条約には 1995 年、パリ条約には 1998 年にそれぞれ加盟した。他方、PCT やベルヌ条約、マドプロには未加盟である。

WTO には 2004 年に加盟し、来年 (2013 年) 7 月には TRIPS 水準の法制度整備を終える必用がある。しかしながら、整備の進捗は順調ではない。

現地の新聞報道などによると、当局の幹部らも履行期限までの整備完了は困難との見解を示している。(なお、後発開発途上国に対する TRIPS 協定の履行期限については、再延長の可能性も議論されている様子である。)

カンボジアにおいては、特許と意匠の出願は鉱工業エネルギー省が受理する。しかしながら、現在のところ、出願件数はそれぞれ年に数十件程度に過ぎない。また、これまで査定に至った案件も無い。現在、当局は特許査定第 1 号に向けた準備を行っているとのことである。なお、鉱工業エネルギー省には特許出願の実体審査を自ら行う能力は無く、外国対応出願の審査結果や、WIPO による先行技術調査支援の枠組みなどを利用している。

商標出願は商業省が受理する。毎年 of 受理件数は 1 千件を超えており、今日まで数万件の出願を受理し、自ら審査、査定を行っている。

カンボジアにおいても、他の途上国と同じく、模倣品や海賊版は市中に溢れている。しかしながら、同国の市場規模が全体に小さく、また国民の所得水準も低いため、その多くは多国籍企業である商標権などの権利者の同国に対する問題意識は必ずしも高くはない。また、たとえ権利行使を検討したとしても、人材不足や汚職、専門性の欠如など、執行機関や司法機関に関する不安は多く、先進国で行われるような効果的な権利行使は期待できない。

無論、このような不正商品の跋扈に対して、カンボジア政府も無為なわけではない。2008 年には、政府が一丸となり知財政策を推進するため、商業大臣を委員長とした関係 14 省庁の幹部からなる国家知的財産委員会 (NCIPR) を設立し、同委員会において知的財産行動計画 2012-2014 を策定した。同計画においては、国際水準を目差した包括的な知財法令整備、知財当局担当官の能力構築な

どを含む知財行政全体の改善，執行機関における執行能力向上，民間部門との連携強化などを目標とした多くの具体的な計画事項が盛り込まれ，現在は商業省が中心となって同計画に基づいた諸施策が実施されている。

また，カンボジア政府は，知財法の更なる整備も検討している。具体的には，地理的表示保護法，公衆衛生のための強制実施権法，半導体回路保護法などの新たな知財に関する法令の立法化である。

さらに，政府関係者の中には，知財制度に関する所掌官庁が，特許，意匠は鉱工業エネルギー省，商標，地理的表示は商業省，著作権は文化芸術省と分かれていることを問題にするグループがあり，商業省を中心に，これら知財関連部局の統合を検討している。そのために WIPO から専門家を受け入れ，統合の妥当性や，統合に向けた工程に関する調査も行い，現在は統合の是非を具体的に検討する段階に入っている。

カンボジアには，不正商品の横行をはじめ様々な問題はあるものの，カンボジア政府は NCIPR の設立や，知的財産行動計画の策定，さらには知財関連法の整備，知財関連部局の統合など種々の取り組みを通じて，同国の知財制度を総合的に整備しつつある。

3. インドネシア共和国

インドネシア共和国（インドネシア）は東南アジアの南部に位置し，約 1 万 7 千の島々からなる世界最大の島嶼国である。また，約 190 万平方キロの面積に世界第四位，約 2.4 億の人口を要する世界最大のイスラム国家でもある。

同国は，オランダの植民地支配，その後日本軍の占領を経て，1945 年に独立宣言がなされた。1949 年にはオランダも独立を認めた。その後，東ティモールの併合，独立などを経て現在に至る。

主要産業は製造業であり，農林水産業や鉱業がこれに続く。アジア通貨危機などの経済的な混乱を経つつも，2010 年には一人当たり名目 GDP が 3000 ドルを超えるなど，比較的安定した経済成長を続けている。

知財に関する法令としては，特許法，商標法，意匠法，著作権法，不正競争防止法，営業秘密法，半導体集積回路保護法などが存在する。また，WIPO 設立条約，パリ条約，PCT，ベルヌ条約などの主要な条約にも加盟している。

知財に関する官庁としては，法務人権省下に知的財産総局（DGIPR）が設けられている。同局は 500 名強の職員を擁し，出願受理や審査のほか知財行政全般を所掌している。2010 年の特許出願は約 6 千件，意匠出願は約 4 千件，商標出願は約 6 万件である。

インドネシアにおける第一の知財課題は，他の多くの新興国と同じく模倣品や海賊版などの不正商品問題である。同国は，スペシャル 301 条報告書において優先監視国にも指定されている。

インドネシアに流通する模倣品や海賊版の多くは，国外，専ら中国からの流入と考えられており，そのような不正商品の取り締まりには，水際措置が重要となる。そのため，水際取り締まりの強化が緊喫の課題となっている。世界最大の島嶼国において，水際取り締まりの実効性を高めることは容易ではないが，今日，取り締まりが有効に機能していない大きな原因は，取り締まるための細則の未整備にもある。これに関しては，本年 7 月末，インドネシア最高裁判所がようやく仮処分と一時的差し止めに関する通達をそれぞれ発出した。今後は，これらの通達を受けて，水際などにおける取り締まり環境の改善が期待される。

なお，不正商品によりインドネシアが受ける経済的な被害について，昨年末，インドネシア反模

倣品協会及びインドネシア大学が被害額の推計値を発表した。発表された倣品被害調査報告によると、同国の産業界が受ける損害は延べ約 43 兆ルピア（約 3600 億円）に上るとされている。

もちろん、インドネシア政府もこのような不正商品の跋扈にただ手をこまねてはいない。2006 年には政府内に大統領直属の知的財産権侵害対策チームを創設した。同チームは、法務人権大臣や商業大臣などの主要閣僚をはじめ関係省庁の幹部らから構成され、不正対策に対する省庁横断的な活動を進めている。そして、2010 年 12 月には DGIPR 内に捜査局を設置し、DGIPR も知財権侵害に関する捜査を開始した。捜査局による取り締まりは一定の成果を挙げつつあり、日系企業の中にも同局と協働して不正商品の大量摘発を行った事例がある。しかし、捜査局の体制は未だ十分ではなく、今後、捜査局の体制強化や税関、警察、裁判所など関係諸機関との連携強化などが望まれる。

また、インドネシア政府は知財関連法の改正も進めつつある。改正案の内容は、公衆衛生に関する特許医薬品の輸出、意匠における類似判断の明確化や部分意匠制度の導入、音や三次元など新しい種類の商標の導入、著作権管理団体の設立根拠などである。これらの制度のいくつかは日系企業にとっても待ち望まれるものである。インドネシア政府も 2010 年から国会に上程しているが、審議未了が続いており、立法化の目処はたっていない。

このように課題が山積するインドネシアの知財制度であるが、同国は ASEAN の中でも随一の大国であり、日系企業の関心も高い。JPO も JICA 専門家として同庁職員を DGIPR へ派遣、常駐させるなど、精力的な支援を続けている。

前述のとおり本年 7 月には待望の水際取り締まりに関する通達が出された。これを契機として、今後の速やかな制度整備を期待したい。

4. ラオス人民民主共和国

ラオス人民民主共和国（ラオス）は中国、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、タイと国境を接する、ASEAN で唯一の内陸国である。約 24 万平方キロの面積に約 6 百万の人口を擁する。

1953 年にフランスから独立、その後、1975 年に現在のラオス人民共和国が成立した。一人当たりの GDP が約 1 千ドルという後発開発途上国であるが、近年は安定的な経済成長を遂げており、昨年の推定経済成長率は約 8% である。

知財制度に関しては、昨年 12 月に改正された知的財産法が、特許、商標、意匠、著作権をはじめ基本的な知財権制度を包括的に規定している。ラオスにおいては米国国際開発庁（USAID）の支援を受けた法制度整備が進められており、現在は改正法の制定を受けた細則の整備に着手している。

ラオスは 1995 年に WIPO 設立条約、1998 年にパリ条約、2006 年に PCT へそれぞれ加盟した。他方、WTO には未だ加盟を果たしておらず、現在では ASEAN で唯一の WTO 非加盟国である。

知財行政については、特許や商標から著作権まで幅広く、科学技術省知的財産部が所掌している。

ラオスにおける特許の出願件数は年間数十件程度に過ぎず、そのため、特許出願の実体審査も自らは行わない。対応外国出願の審査結果を参照し、必要に応じて WIPO による先行技術調査支援制度を利用している。なお、カンボジアと同様、未だ査定に至った特許出願は無い。意匠出願についても状況は特許と同様であり、年間数十件程度の出願件数である。

他方、商標については年間 2 千件程度の出願を受理し、実体審査も自身で行っている。現在の平均的な審査期間は半年程度であり、比較的短期間での権利登録が行われている。

ラオスにおいても、他の途上国と同じく、倣

品や海賊版は市場に溢れている。しかしながら、カンボジアと同じく、市場規模や所得水準の低さなどから、権利者のラオスに対する問題意識、優先順位は必ずしも高くない。しかし、ラオスは、中国からベトナムやタイ、ミャンマーなどへ向けた不正商品の流通ルートになっている場合がある。そのため、不正商品に乗せた通貨貨物の差し押さえをラオスで試みる権利者、多国籍企業はしばしば見られる。

内陸国であるラオスは、交易面において地理的なハンディを有するが、現在日本も協力して進められているメコン川の流域開発に伴い、同国も新たな発展段階に入ることが期待される。開発に併せて、知財制度の整備が進むことを期待したい。

5. マレーシア

マレーシアは、マレー半島に位置し、約 33 万平方キロの面積に約 2 千 8 百万の人口を有する中進国である。

マレーシアの前身であるマラヤ連邦は、1957 年に英国から独立、成立し、その後 1963 年にマレーシアが成立した。なお、シンガポールは 1965 年に分離独立している。

主要産業は、電気機器などの製造業、鉱業、天然ゴム、パーム油、木材などの農林業である。一人当たりの名目 GDP は昨年 9 千 7 百ドルであり、1 万ドルに達する日も近いとされている。マレーシアは ASEAN の中でも特に順調な経済成長を遂げている。

同国は、特許、商標、意匠、著作権などの各権利を規定する法律を各々有している。知財行政を所管する当局は国内取引・協同組合・消費者省であり、同省下に置かれた法定機関であるマレーシア知的財産公社 (MyIPO) が各権利の出願受理や審査、登録設定などを行っている。マレーシアの

出願件数は、特許が約 6 千件、商標が約 1 万 4 千件、意匠が約 2 千件である。

マレーシア政府は、昨年 2 月に規則改正を行い、特許と商標における電子出願制度、早期審査制度を導入した。なお、法定機関である MyIPO は自身の予算や人事の管理において比較的大きな自由度を有しており、この法定機関化がマレーシアにおける知財制度の整備に大きく寄与している。

マレーシアは、本年のスペシャル 301 条報告書において、監視対象国から除外された。これは、米国がマレーシア政府の模倣品、海賊版対策などの知財政策を評価した現われであり、具体的には、映画館における盗撮防止や、ネット上の海賊行為に対するインターネット接続業者 (ISP) との協働、技術的保護手段の回避に関する条項を含んだ著作権法の改正などのほか、これまでの海賊版タスクフォースの設置、知財裁判所の設置などを評価したためと考えられる。

しかし、これをもってマレーシアの知財制度が十分に整備されたとはいえない。市場に散見される模倣品がそれを示している。未だに不正商品対策が十分とはいえない点は、同報告書も指摘している。なお、日本に関連する具体的な不正商品の事案として、マレーシアで販売される日本の映像作品の海賊版 DVD に対して、マレーシア政府が正規品に発行すべきホログラムシールが貼られている問題が挙げられる。本件については、昨年 7 月、日本動画協会及び日本映像ソフト協会が、マレーシア政府公認のシールにより海賊版 DVD が正規品のように消費者へ誤解を与えるとして、日本政府に対し、知的財産権の海外における侵害状況調査制度に基づく申立を行った。現在、経済産業省に設置された政府模倣品・海賊版対策総合窓口が、この申立に基づくマレーシア当局との協議を継続している。

このように、マレーシアも個別には引き続き課題を抱えているものの、知財制度全体としては、ASEAN 諸国の中でもシンガポールに次いで進んだ国といえる。今後は、日系企業も安心して研究開発投資を行えるよう、より先進的かつ実効性の高い知財保護政策の導入が期待される。

6. ミャンマー連邦共和国

ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）は、インドシナ半島の西側に位置し、68万平方キロの面積に6千万を超える人口を要するASEAN西端の国である。タイ、ラオス、中国、インド、バングラディッシュの各国と国境を接し、ベンガル湾とアングマン海に面している。

かつて英国の植民地であったミャンマーの前身ビルマは、1948年に独立を果たしたものの、1962年にクーデターが勃発し軍部が政権を掌握、社会主義国家となった。その後も近年まで軍部支配が続いたものの、2008年には憲法改正の国民投票が行われ、2011年には新政府が発足、政権移譲が行われた。

同国の主要産業は農業であり、最大の貿易相手国は中国、これにタイやシンガポール、インド、日本が続く。主な輸出品目は天然ガス、豆類、宝石、木材であり、輸入品目は石油、パームオイル、織物、機械・金属・工業製品などである。

ミャンマーにおける知財保護に関する法律としては、著作権法が挙げられる。しかしながら、同法は約100年前の1914年に制定されたものであり、現在の社会実情には合致していない。また、同国には特許法や商標法も存在しない。そのため、ミャンマーにおいて「知財権」の侵害救済を求めるためには、刑法や民法、商品法、登記法、関税法などの一般法、周辺法に依ることになる。

なお、ミャンマーにおいてもかつては特許法が存在した。1914年に制定されたが、1945年に廃止され、

その後1946年に暫定法として再び制定されたものの、同法も廃止された。現在は特許出願を受理する官庁も存在せず、発明を保護する制度は実質的にも存在しない。

他方、商標については、商標法は存在しないものの、多くの多国籍企業が登記所において商標を「登録」している。登記所に登録した商標を新聞広告に掲載することで「権利」の所在を示し、注意喚起を図っている。このような登録の実態については、数多く存在する登記所の登録統計が存在しないため、その登録件数は不明である。しかしながら、世界的な多国籍企業の多くは、自社関連の商標について一定の法的保護を期待し、このような登録活動を行っている。

ミャンマーの市中においても、模倣品や海賊版などの不正商品は多数存在する。これに対して、不正商品の輸入や販売に対する刑事罰の適用や、税関における差し止めも、前述した一般法などの組み合わせにより技術的には可能とされている。しかしながら、そのような摘発や起訴を行なった事例は数少なく、現地の法律事務所も専ら商標権の登記と新聞への広告を主な生業としている。そのため、権利行使の実務が確立されている様子は無い。

このようにミャンマーの知財制度は未整備であるが、同国は1948年にはGATTへ加盟、WTOにも1995年の設立当初から加盟している。そのため、TRIPS協定に基づいて2013年7月までにTRIPS水準の制度整備を終える必要がある。期日に向けて政府当局も努力しているが、その達成は予断できない。なお、カンボジアの紹介で述べたとおり、後発開発途上国に対するTRIPS協定の履行期限については、再延長の可能性も議論されている。

また、ミャンマーは、1997年にASEANへ加盟、AWGIPCに参加している。そのため、2015年のAEC設立に向けて、マドプロ加盟などの目標も

ASEAN 各国と共有している。2001 年には WIPO 設立条約にも加盟を果たした。

他方、パリ条約及び PCT には現在まで未加盟である。

ミャンマーにおける知財関連当局としては、科学技術省、商業省、情報省、産業省などが挙げられる。現在は、科学技術省が中心となり、WIPO の支援を受けつつ、新知財法の制定準備を進めている。

ミャンマーは、国そのものが開かれて間もない。しかし、日系企業の再進出は日々進んでおり、今後は急速な経済発展も予想される。そのため、知財制度についても、速やかに最低限の整備を求める必用がある。そして、整備に当たっては、日本を含む先進国からの積極的な支援が求められる。

7. フィリピン共和国

フィリピン共和国（フィリピン）は、7 千の島からなる島嶼国であり、約 30 万平方キロの面積に約 9 千の人口を要する。スペイン、米国による植民地支配、日本軍の占領を経て、1946 年に独立を果たした。

主な産業は農林水産業であり、最大の輸出品目は半導体などの電子・電気機器である。なお、ASEAN 諸国の中で唯一キリスト教徒が多数を占める。

知財に関する法律としては、特許、商標、意匠、著作権を包含する知財法が存在する。そして、貿易産業省下の知的財産庁（IPOP HL）が知財行政全般を所掌している。2010 年の出願実績は、特許が約 3 千、商標が約 1 万 8 千、意匠が約 1 千件である。

Blancaflor 長官率いる IPOP HL は近年活動を活発化させている。本年 3 月には JPO との間で特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始、4 月にはマドプロに加盟し、7 月には出願受理を開始

した。ASEAN 内における PPH の（試行）実施はシンガポールに次いで 2 カ国目であり、マドプロへの加盟は、シンガポール及びベトナムに次いで 3 カ国目である。

このように、近年のフィリピン政府は IPOP HL を筆頭に知財制度整備に向けた取り組みを積極的に進めているが、同国における模倣品、海賊版問題は他の新興国と同じく深刻である。

同国はスペシャル 301 条報告書において監視国に指定され、昨年 12 月に発行された「悪名高い市場リスト」においても、マニラ市内の市場が指摘されている。

無論、不正商品対策を含めた知財の制度整備については、フィリピン政府もこれまで様々な取り組みを行ってきた。利用実績が伸びずに廃止、統合されたものの、2002 年には知財侵害事件の専門法廷を地方裁判所に設けたこともある。また、2004 年に成立した光メディア法は、CD や DVD などの製造や複製、輸出入を規定する法律であり、設置された光メディア委員会は、海賊版 CD などの取り締まりに当たっている。

さらに、2008 年には、広く関係省庁からなる国家知的財産権委員会が設置され、知財侵害に対する執行機能の強化や、知財権に関する国民への啓発活動など幅広い知財関連活動が行われている。また、2010 年には映画館における盗撮防止法が制定され、昨年 10 月には知財訴訟の手続きに関する特別規則も制定された。同月には第 1 回フィリピン反模倣・海賊行為サミットも開催されている。

このように、フィリピン政府は、模倣品、海賊版対策をはじめ知財制度の整備に関する様々な取り組みを進めている。日本とも相対的に近く、日系企業も多く進出する同国に対しては、今後も継続した制度整備を期待したい。

8. シンガポール共和国

シンガポール共和国（シンガポール）は、マレー半島の南端に位置し、東京 23 区と同じ約 700 平方キロの面積に約 5 百万の人口を有する都市国家である。

英国の植民地統治から、日本軍の占領を経て、1959 年に英国からの自治権を獲得した。その後、1963 年のマレーシア成立に参加したものの、1965 年にマレーシアより分離独立し、現在のシンガポールとなった。

中華系が人口の 7 割以上を占め、第一次産業は少なく、サービス産業や製造業で成立する国家である。なお、一人当たりの GDP は 3 万ドルを超える。

シンガポールの知財制度は全体として十分整備されている。整備水準を表す例として、2010 年の World Economic Forum (WEF) Global Competitiveness Report において、同国の知財保護水準は世界 5 位、同じく同年の International Institute for Management Development (IMD) World Competitiveness Yearbook においても、知財保護水準について世界 5 位にランクされている。

同国における年間の出願件数をみると、特許が約 1 万、商標が約 3 万、意匠が約 1 千件である。特許出願件数は ASEAN 諸国の中でもひとつ抜き出ているが、都市国家でありながら世界から特許出願を集める背景には、英語という出願言語のメリットのほか、上述のように整備された知財制度がある。

従来シンガポールは、特許制度において修正実体審査制度を採用し、また、他国の知財当局に実体審査を外注することで、シンガポール知的財産庁 (IPOS) 自らは実体審査を行わなかった。しかし、本年 7 月に成立した特許法改正により、今後は特定の分野において実体審査を主体的に行うこ

とになった。そのため、IPOS はすでに特許審査官の採用も進めている。

ところで、「Positive Grant System」と呼ばれる今回の IPOS による実体審査制度の導入は、シンガポール政府が推し進める同国の「知財ハブ」構想を構成するものである。政府は、知財関連事業に対する税制面の優遇措置や、WIPO シンガポール事務所と協働した知財紛争解決制度の充実、一部弁理士業務の外国弁理士への開放、そして今回の実体審査制度の導入など、様々な取り組みを進めており、これによりシンガポールを ASEAN、さらには東アジアにおける知財関連活動のハブにすることを目指している。

日本はジャパンパッシングが叫ばれて久しいが、シンガポール政府が進める知財ハブ構想は、国際化する企業活動、そして知財活動の国家間における綱引きそのものである。JPO をはじめ日本の関係当局は、十分注意し、また学ぶべきものであろう。

9. タイ王国

タイ王国（タイ）は、インドシナ半島の中心に位置し、ベトナム、ラオス、ミャンマー、マレーシアと国境を接している。約 51 万平方キロの面積に 6 千万強の人口を擁する。

東南アジアで唯一、植民地にならなかった国である。第二次世界大戦においても、日本と攻守同盟を締結して枢軸国に名を連ねる一方、連合国との協力関係も維持し、敗戦国としての処分を免れた。

戦後も経済成長を続け、1997 年に訪れた通貨危機も国際通貨基金や日本を含む国際社会の支援により切り抜けた。政変などを受けつつも、比較的順調な経済成長を続けている。

就業者の 4 割を農業が占める一方、政府は外資

誘致に積極的であり、製造業が輸出額の9割を占める工業国でもある。

知財関係の法律としては、特許、小特許、意匠を規定する特許法や、商標法、著作権法などが存在する。商標法については、現在、匂いや音など新しいタイプの商標の導入などを目指した法改正を図っているが、国会審議まで至らず、成立時期は未定である。

WIPO 設立条約には1989年、パリ条約には2008年、PCTには2009年にそれぞれ加盟した。マドプロには未加盟であるが、他のASEAN諸国と同様、2015年までの加盟を目差している。

タイはASEANの活動に積極的であるが、現在は知財分野においてもタイ知的財産局(DIP)のPajchima局長がAWGIPCの議長を務めるなど、ASEANにおける知財分野の議論をリードしている。

タイの2010年における出願実績は、特許が約6千件、商標が約4万件、意匠が約4千件である。これらの出願をDIPが受理、審査しているが、審査の遅延は他のASEAN諸国と同様に問題となっている。特に特許については出願から権利化までに10年以上を要するケースが殆どであり、15年を越えるものも数多く散見されるなど、事態は深刻である。

また、タイはスペシャル301条報告書において優先監視国に指定されている。報告書では、ケーブル・衛星信号の窃盗や、映画館における盗撮、不正商品を販売する小売店の家主責任問題などを含む模倣品、海賊版などの不正商品問題のほか、医薬分野における臨床実験データの保護水準や、強制実施権の発動問題なども指摘されている。

このように、審査など権利化の遅延や、模倣品、海賊版といった不正商品など、タイの知財制度は多くの課題を有し、批判を受けている。これに対

しては、DIPをはじめ政府当局も様々な取り組みを進めている。その一例が、知財分野における官民対話である。タイ政府の知財関係当局は、半年毎に日系企業との間で対話の機会を設けている。同対話には、タイ政府からDIPのほか検察局や経済警察、特別捜査局、税関などの担当者が参加し、日系企業関係者からの具体的な要望を聴取するなど、意見交換を行っている。しかし、日本側の参加者は必ずしも多くない。そのため、日系企業などの権利者には、このような意見交換の場を有効に活用することが期待される。

タイにはASEAN諸国の中でもとりわけ多くの日系企業が進出しており、同国における知財制度の整備は、日本にとっても特に重要な課題である。日本政府にはより積極的協力を、タイ政府には速やかな制度整備を期待したい。

10. ベトナム社会主義共和国

ベトナム社会主義共和国(ベトナム)は、インドシナ半島の東端に位置し、カンボジア、ラオス、中国と接する国家である。約33万平方キロの面積に約9千万の人口を擁する。

フランスの植民地、日本軍の占領、ベトナム戦争などを経て、1976年に南北統一、ベトナム社会主義共和国が成立した。

主要産業は農林水産業、鉱業、軽工業であり、機械製品や石油製品等を輸入、縫製品などを輸出している。市場経済を謳ったドイモイ政策により、近年は経済成長も続いている。

ベトナムの知財法令をみると、特許、商標、意匠、著作権などがひとつの法律、知的財産法に規定されている。同法は2010年に改正施行され、特許出願における実体審査期間や、著作権における権利期間の延長などが行われた。同国はパリ条約、WIPO設立条約、PCT、マドプロ、WTOなどの主

要な知財条約にも加盟している。

同国において知財行政を主に所管するのは科学技術省下の国家知的財産局（NOIP）である。2010年の出願件数は、特許が約4千、商標が約3万、意匠が約2千件であった。日本からの出願は、特許と商標がそれぞれ約8百件、意匠が約2百件となっている。

ベトナムはスペシャル301条報告書において監視国に指定されるなど、他の新興国と同じく模倣品や海賊版などの不正商品が大きな課題となっている。同国の場合、不正商品の多くは中国から国境を通じ、又はラオスなど第三国を通じて完成品や半製品が持ち込まれるほか、国内で製造される事例も報告されている。

ベトナム政府も不正商品対策については様々な取り組みを行っている。改正知財法においては、商業上の知財権侵害に刑事罰が科され、また、2010年には産業財産権侵害に対する行政処分を定める規則も施行された。これにより警告書の事前送付無く行政措置を執ることも、特定の条件下において可能となった。

ベトナムにおける知財の執行関連機関は、科学技術省下に置かれたNOIPや監査部のほか、商業工業省の市場管理局、税関、経済警察、各地方の人民委員会など多岐に渡る。このように多くの機関間の連携が必ずしも十分に行われていないとの指摘が、権利者からはしばしばなされている。これに関しては、日本政府もベトナム政府に対し、日越共同イニシアティブに基づいた政府間協議の場などを用いて、機関間連携などに関する改善提案や要望を行っている。

なお、日本政府は必要な支援も行っている。ベトナムにおける知財制度の更なる構築のため、本年2月、JPOとNOIPが協力覚書を締結し、本年7月からはJPO職員がJICA専門家としてNOIPへ派

遣、常駐している。

ベトナムへは日系企業、特に製造業などの進出が続いている。そのため、同国における知財権の保護は日本にとっても重要な課題である。日本政府による協力支援なども通じ、同国における知財制度の更なる整備が期待される。

11. おわりに

～東南アジア知財ネットワークの紹介～

ここまで東南アジア諸国の知財情勢を簡単に俯瞰したが、最後に、東南アジアで活動する日系企業の支援を主眼として、本年3月に発足した東南アジア知財ネットワーク（SEAIPJ）を紹介する。

日本貿易振興機構（JETRO）は、これまでも、東南アジアの主要国などに設けられ、日系企業の知財権問題の対策強化や情報交換、相手国政府機関との対話などを行う知的財産グループ（IPG）の事務局を務めるなど、日系企業支援のための様々な活動を行ってきた。

その一方で、近年は東南アジア諸国もASEANという枠組みでの地域横断的な活動を強め、また、東南アジア地域に駐在する日系企業の知財担当者も、その多くは国毎ではなく東南アジア全域を担当している実態から、これまでの各国毎に設けられていたIPGに加え、東南アジアをひとつの単位として情報共有や意見交換を行う場へのニーズも高まっていた。

そこで本年3月、JETROは、東南アジアにおける日系企業の知財活動を広域的に支援するグループ、SEAIPJ（South East Asian IP Network for Japanese Commerce and Industry）を設立した。

SEAIPJは、東南アジア全域に関する知財情報の共有のほか、同地域の各国に置かれたIPGとの協働、また、知財課題に関する勉強会やセミナーの開催など、知財に関する多面的な活動を行い、東

南アジアに進出する日系企業知財担当者間の地域横断的なネットワーク構築を支援するものである。

SEAIPJの参加者は、同地域で活動する日系企業の知財担当者を中心に、法律事務所や関係団体の知財担当者など多彩なメンバー構成となっている。本年3月にシンガポールでキックオフ会合を開催し、同会合を経て運営要領や幹事を決定した。現在の参加者は100名を越えるが、実際の活動にはこれに加えて各国に置かれたJETRO事務所の担当者のほか、日本政府関係機関の担当者も加わる。

事務局を務めるJETROバンコク事務所は、これまでも東南アジア地域の知財情報を掲載したメールマガジンの配信などを広く行ってきたが、今後はSEAIPJのメンバーに向けた個別の情報提供を充実させ、会員間における情報の交換なども積極的に促す予定である。

なお、本年7月にはシンガポールで第38回AWGIPC会合が開催され、同会合に併せて11日には日ASEAN特許庁長官会合が開催されたが、SEAIPJ事務局は、長官会合の場においてASEAN各国の知財当局幹部に対し、SEAIPJの概要や、ASEANにおいて日系企業の権利者が抱える諸問題（審査期間の短縮、予測性の向上、模倣品対策など）、将来的なSEAIPJとAWGIPCの交流の必要性などを説明し、理解を求めた。

また、7月21日にバンコク（タイ）で開催された第5回ASEAN日本人商工会議所連合会（FJCCIA）とASEAN事務局スリン事務総長との対話においては、FJCCIAとして、ベトナム日本商工会の村上会長よりSEAIPJとAWGIPCなどASEAN側知財当局との対話の場を求める旨の発言がなされた。

8月には、MyIPOが行ったマレーシア特許法の改正に関する意見募集に対して、SEAIPJより意見提出も行っている。

発足から半年を迎えたSEAIPJであるが、メンバー間における情報共有を進め、またASEAN側との交流の機会を探るなど、今後も継続してASEANにおける日系企業の活動支援を進めていく。

なお、本稿は筆者個人の資格で執筆したものであり、JETROとしての公式見解等を述べたものではない。また、記載内容には十分注意しているものの、完全に正確な内容であることは保証できない。